

（午前9時37分 開議）

○議長（土井裕美子君）ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

総務委員会委員長 樽井さんから令和元年6月21日付をもって議案1件が、経済建設委員会委員長 杉本さんから6月24日付をもって議案1件が、文教厚生委員会委員長 小西さんから6月25日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番 板橋さん、10番 高本さんの2名を指名いたします。

#### 日程第2 議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）去る6月20日の本会議において、本委員会に付託された議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例につ

いてを審査するため、6月24日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成者がなく否決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第15号は、今後、施設の維持管理に要する費用が高騰する中において、健全な経営を維持するため使用料の改定を行うものである。

委員から、公共下水道事業が公営企業会計に移行し、事業経営に係る経費を使用料で賄うことが原則であるとはいえ、一般会計からの繰り入れの減額分を使用料の値上げによって補うとするほか方法はなかったかとのただしがあり、公共用水域の水質保全という目的で引き続き基準内の繰り入れは行う。基準内繰り入れだけでも4億円、5億円という金額があり、決して少なくないと考えているとの答弁がありました。

使用料改定の時期と料金設定についてただしがあり、改定期間については、今年度から公営企業会計に移行したことに伴い改定するもので、目的はあくまで経営の安定化であり、今後10年間に見込まれる累積欠損金をなくするための使用料として設定したとの答弁がありました。

下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただく、受益者負担金制度について本市の考えはとのただしがあり、受益者負担金を供用開始とともに徴収している自治体はあるが、結局、徴収できていないという状況もかなりある。また、本市の方針を大きく転換することによる市民への影響は大きく、新たな問題が生じるという懸念があるとの答弁がありました。

本市における汚水処理の広域化の取り組み

について ただしがあり、県が主体である会議において、広域化に向け積極的に意見を述べていきたいと考えている との答弁がありました。

本年4月から使用料を改定した場合でも、今回と同様の改定となっていたのか とのただしがあり、今後10年間に見込まれる累積欠損金に変わりはないため同様である との答弁がありました。

公共下水道を接続している市民に対し、これまでに経営状況の説明を行ったか とのただしがあり、公共下水道事業審議会の答申内容を市広報に掲載するとともに、区長会において説明を行ったが、市民に対する説明は行っていない。今後、7月から8月にかけて説明会を開催し、上下水道の現状について説明を行う予定である との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、現行の使用料から約2割の値上げはやはり市民生活を逼迫する値上げであり、また、公営企業会計に移行したという理由で、一般会計からの繰り入れの減額分を使用料の値上げによって補填するという市の姿勢に疑問を抱くことから、本議案に反対する との討論がありました。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、委員長報告は否決です。その報告を支持し、議

案に対して反対する立場で討論を行います。

先ほども委員長報告がありましたけれども、今度の値上げ案は10㎡で1,500円から1,860円に引き上げるというものです。今、水道のほうでも1,780円は高いという声がたくさんある中で、その水道料金を超えるような値上げとなっています。企業会計にこの4月から変わったということで、今までもいろいろ準備はされてきていると思いますけれども、結局、繰り入れの不足分、そしてまた累積赤字分の解消をこの大幅な値上げで補うということでは、市民の生活を守ることはできないと思います。やはり自治体は市民の生活を守ることが第一であると思いますので、今回の値上げ案に反対をいたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）私は、委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

非常に難しい問題です。この値上げは、先ほど11番議員がおっしゃったみたいに市民の生活に直結しております。私自身もこの下水道の問題については、過去何年からもずっと問題視し、一般質問のほか議員活動等についても行政に訴えかけてまいりました。

実際のところ、早くからこの下水道事業というものは今の料金体系では成り立っていないということが実際わかっておりました。その中で行政の中の取り組み、下水道審議会の立ち上げ、そのほか認可区域の縮小、その他においてもう少し下水道を圧縮していく方法がないかということ提案して、行政もそれに応えて尽力を尽くしてくれたのは理解しています。

委員長報告に反対という立場でここで討論させていただいているんですけども、実際、

私も市民に直接関係する値上げということについては非常に疑問を感じることはありませんけれども、ただ、一議員として下水道事業の今後を考えたときに、今現状の料金体系ではとてもじゃないですけども成り立っていない。未来に対して下水道事業をどうしていくかということの考えの中では、やはり今は下水道事業のこの値上げというものはいたし方がないかなと私自身感じます。

そして、先ほど委員長報告にもありましたけれども、基準内繰り入れが既に3億円、4億円、実は見えている金額ではそうなんですけれども、ほか、決算書にも出ていますけれども、基準外の繰り入れも数億投入されております。この数億というお金は、特に基準外というこの金額は受益者以外の方からの税金で賄えています。

その中で、今回ある一定の料金を守らなければ、基準が改定できなければ、国からの交付金が約6,400万円削減されるということも聞いております。その中でやはり5億円、6億円のそういった金額をこのまま下水道事業に投入していくことが、果たして今後橋本市のほかの施策についてもどういった影響を及ぼすかを考えれば、今のこの現状はいたし方がないかと。

ただ、一つこの壇上で要望は、まだまだできることはあると思います。この下水道事業、値上げだけが全てじゃないと思います。ただ、今は値上げによって次の施策を考える期間の時間が設けることができると思いますので、値上げだけではなくて次のステップとして、市民にさらなるサービスを提供できるように、時間をつくるためにも、この値上げを賛成いたしたいと思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。反対の立場でよろしいですか。

1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）第15号議案に反対の立場で討論させていただきます。

下水道事業には公共用水域の水質改善という役割があります。一定の範囲において、一般会計による負担というのは認められておるわけですが、本来ですと受益者負担で事業を成り立たせるとというのが原則であり、経常収支の不足分というのを料金改定により補うという市当局の考え方自体というのは、一定の理解はしております。

しかしながら、本会議に提案のありました新料金というのは、現行単価の21.7%増と値上げ幅が非常に大きい。それと、市民生活に与える影響が極めて大きなものであると言わざるを得ないというふうに思います。

それと、今後10年間の経営予測に基づいて経常収支の不足分を補うための値上げであるというふうな説明でありましたが、10年間で発生する見込みの累積欠損金を、一度の料金改定で改善させるのではなくて、段階的な料金改定を検討してもよいのではないのかというふうに思います。例えば、今後10年間ではなくて5年間に期間を短くして、その間の累積欠損金をカバーをするような単価設定を行えば、10年間で算出しました今回の料金改定よりも値上げ幅は小さくなると考えております。

もちろんこの考え方で料金改定を行いますと、5年後にはまた改めて改定が必要になるわけなんですけれども、段階的に料金改定を行うことで激変の緩和の効果があります。それと、市民の理解はまた一定得られやすいのではないのかなというふうに思います。また、あわせて、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例第7条第3項、第4項、第5項に基づいて、料金改定に関します市民等の情報の共

有と参画に努めるべきであるというふうにも思います。

また、以上のことから、新料金改定についてはまだ若干検討の余地があるということで、否決に賛成といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）私は今回の下水道料金改正案に反対の立場で討論いたします。

先ほど1番議員、11番議員も言われたこと以外のことで、少し討論したいと思います。

まず、水道料金で考慮されています使用水量の少ない世帯への配慮ということで、やはり水道と下水、足並みそろえた中で、そんな方向で再度精査する必要があるんじゃないかと思えます。ほかの基準外繰り出しとか、また段階的整備というのは、先ほど1番議員と11番議員が言われていますので、それはあえて言いません。この一点について、私は今回の本改正案の否決とした委員長報告に賛同し、今回下水道料金の改正案に反対といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきたいと思えます。

実際、今までこの下水道の事業について市行政のやってきた仕事については、一定努力というところが正直なかなか見えない部分、怠慢もあったのかなというところも否めないというところについては、この討論でお伝えをしておきたいと思えます。

しかし、一定ながら、実際下水道会計については赤字の中で運営がずっと行われてきております。一方、値上げによって市民生活に影響が出る、こういったことも現実としてはあるのは重々理解しておる中で、値上げについては苦渋の判断ではございますけれども、これからの会計、これからの下水道を考えていったときに、今値上げをしておかなければどういったことになるのか。今の現役の世代だけではなくて今の子どもたちが10年、20年先になったときに、支払いをしてこなかった分を将来の子どもたちがより多く支払い、負担をしていけなくちゃいけない、そういうことになるわけです。

ですから、今回値上げについてはしんどいけれども、今値上げをしておかなければ、この下水道の問題は未来へのツケの先送りにしかならない。こういったことは現実な問題として、今議会にかけられているのではないかと、私はそういうふうに思います。ですから、繰り返しになりますけれども、値上げについては苦渋の判断ではあるけれども、橋本市の10年、20年、30年先、今、学校へ行かれていますような子どもたちの将来の負担を考えたときには、今の世代も苦渋の判断の中で値上げについてはしっかりと受け入れていかなければいけないのではないかと、そういった観点で、今回のこの条例案については賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は否決であります。原案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井裕美子君)起立少数であります。よって、議案第15号は否決されました。